

平成30年6月1日

保護者各位

北陸高等学校

## 高等学校等就学支援金にかかる保護者の届出書の提出について

国の就学支援金および県の就学支援事業補助金（県の減免補助金）の申請の時期になりましたのでご案内します。

現在決定されている支給額は平成30年6月分までとなっており、7月分以降の支給額については、今年度発行される平成30年度所得割額（父母合算）で判断されます。  
（前回までの申請と異なり、道府県民税所得割額の額と市町村民税所得割額の額とを合算した額で判断します）

つきましては、平成30年7月から翌年6月までの分として、別紙「就学支援金対象区分および提出書類一覧」で該当する区分を確認していただき、6月13日（水）までに同封のいずれかの書類を提出していただきますよう、よろしく願いいたします。  
（期日までに提出がない場合は、申請されないものと判断させていただきます。）

なお、現在、対象区分E（支給対象外）となっている方で、新たに受給資格申請をされる方は、認定申請が必要となりますので、事務局窓口までお問い合わせください。

### 【同封されている書類】

- 1 就学支援金対象区分および提出書類一覧（3ページ）
- 2 コースごとの実納入額一覧（4ページ）
- 3 高等学校就学支援金にかかる届出書および記入例
- 4 授業料等減免申請書および記入例
- 5 世帯構成調べ
- 6 意思確認書  
（「高等学校等就学支援金」に係る届出書を提出されない方）
- 7 就学支援金申請書類 確認票

裏面へ続く→

## ○書類に関する注意

- 1 ・道府県民税所得割額・市町村民税所得割額を判断する書類としては次の4通りです。  
いずれかの書類を用意してください。
  - ・ 平成30年度課税証明書（複写不可）  
(平成30年1月1日現在住民票のある市役所等で各自取得)
  - ・ 平成30年度特別徴収税額通知書  
(勤務先以外の収入がない場合。5～6月頃発行)  
★原本ではなく、複写を学校へ提出。ただし、一枚につながっているもの。
  - ・ 平成30年度納税通知書  
(自営業等。6月ごろ発行)  
★原本ではなく、複写を学校へ提出。
  - ・ 生活保護受給証明書（非課税世帯のみ。複写不可）
- 2 入学金の減免補助は、今回の申請で県の減免補助対象（A～C区分）に該当された方に対して、後日返金させていただきます。
- 3 保護者のうち一部でも、道府県民税・市町村民税の賦課期日に日本国内に在住していない場合は、就学支援金および就学支援事業補助金の加算支給の対象外となります。（どちらかが要件を満たせば9,900円のみ受給できます）
- 4 課税証明書取得の際、市によっては、父母のどちらかが2名分を申請される場合に、窓口にて委任状の記入が必要となる事がありますのでご承知おきください。

## ○提出期限

- ・ 書類の提出期限は、6月13日（水）です。※期日厳守※
- ・ 期限内に本校事務局窓口までご持参いただくか、郵送で提出してください。
- ・ 窓口への持参は、プライバシー保護のためできるだけ保護者が行ってください。やむを得ない場合は生徒が持参しても構いませんが、必ず封筒に入れて提出してください。
- ・ ご提出いただいた書類確認等のため、記載された連絡先にご連絡する場合がございます。
- ・ 審査結果および7月以降の学納金額、については7月上旬ごろに全員に通知します。
- ・ 申請の手続きが提出期限より遅れた場合、または行わなかった場合は、授業料を全額ご負担いただくこととなりますので注意してください。
- ・ 特別な事情で期日までに提出できない方は、事務局までご連絡ください。

### <提出および連絡先>

〒910-0017 福井県福井市文京1丁目8番1号  
北陸高等学校 事務局 担当：長谷川、柴田  
TEL (0776) 23-0321  
平日 8:00～16:30

## 1. 就学支援金対象区分および提出書類一覧

○道府県民税・市町村民税所得割額のわかる書類で、対象となる区分（A～Eのいずれか）をご確認ください。

**※必ず全員いずれかの区分の書類を事務局窓口まで提出してください。**

所得割額（父母合算） ＜相当する世帯年収＞	受けることのできる支援	補助対象区分	提出書類
生活保護世帯および 所得割額非課税 ＜約250万円未満＞	就学支援金 県減免補助	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等就学支援金申請書（裏面あり）</li> <li>・授業料等減免申請書</li> <li>・世帯構成調</li> <li>・所得割額を判断する書類</li> <li>・就学支援金申請書類 確認票</li> </ul>
所得割額 85,500円未満 ＜約350万円未満＞		B	
所得割額 257,500円未満 ＜約590万円未満＞		C	
所得割額 507,000円未満 ＜約910万円未満＞	就学支援金	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等就学支援金申請書（裏面あり）</li> <li>・世帯構成調</li> <li>・所得割額を判断する書類</li> <li>・就学支援金申請書類 確認票</li> </ul>
所得割額 507,000円以上 ＜約910万円以上＞	対象外	E	<b>※意思確認書のみご提出ください※</b>

## 2. コースごとの実納入月額一覧 ※所得割額は道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算したものです

所得割額 〈相当する世帯年収〉 (補助区分)	コース	授業料	施設設備費等 (※)	その他諸費用	学納金合計
生活保護・所得割額 非課税 〈約250万円未満〉 (A)	普通	0円	0円	2,650円  教育振興会費 (200円) 教育振興基金 (1,500円) 生徒会費 (450円) 同窓会費 (500円)	2,650円
	運動特進		1,086円		3,736円
	進学・特進		4,883円		7,533円
	商業		270円		2,920円
所得割額85,500円 未満 〈約350万円未満〉 (B)	普通	1,750円	3,585円		7,985円
	運動特進		4,420円		8,820円
	進学・特進		6,550円		10,950円
	商業		4,020円		8,420円
所得割額257,500円 未満 〈約590万円未満〉 (C)	普通	5,634円	4,780円		13,064円
	運動特進		5,670円		13,954円
	進学・特進		7,800円		16,084円
	商業		5,270円		13,554円
所得割額507,000円 未満 〈約910万円未満〉 (D)	普通	13,400円	7,170円		23,220円
	運動特進		8,170円		24,220円
	進学・特進		10,300円		26,350円
	商業		7,770円		23,820円
所得割額507,000円 以上 〈約910万円超〉 (E)	普通	23,300円	7,170円		33,120円
	運動特進		8,170円		34,120円
	進学・特進		10,300円		36,250円
	商業		7,770円		33,720円

(※) 施設設備費等の内訳・・・施設設備費、衛生暖房費、特別授業料または実験実習料区分により金額が異なります。

○B区分からE区分の運動特進および進学・特進コースは年1回4月に特別授業料の徴収があります。

運動特進コース…5,000円、進学・特進コース…25,000円

○1年生のみ4月に振興会入会金(500円)、生徒会入会金(600円)の徴収があります。

○修学旅行積立金について…現在、1年生6月から12ヶ月、別途10,000円を徴収しております。